

平成25年 No. 3

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

奨学金制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年 1 月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年 1 月 24 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第 2 号

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程（平成19年 2 月 8 日規程第 5 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部改正について

改正理由：奨学金制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (奨学金の額) 第6条 緊急支援奨学金の給付額は、30万円又は15万円とする。 2 学資支援奨学金の給付額は、<u>次のとおり</u>とする。 <u>(1) 教育学部に在学する学生 10万円</u> <u>(2) 特別支援教育特別専攻科に在学する学生 5万円</u> <u>(3) 大学院教育学研究科に在学する学生 10万円</u> <u>(4) 大学院教育学研究科に在学する学生（長期履修を認められた者） 5万円</u> <u>ただし、前号に該当する者と同額の授業料（追徴金を除く）を納入する場合は10万円</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (奨学金の額) 第6条 緊急支援奨学金の給付額は、30万円又は15万円とする。 2 学資支援奨学金の給付額は、<u>10万円</u>とする。 〔省略〕